

日本司法支援センターの平成23年度業務実績評価(案)
 (「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」を踏まえて)

資料3

○「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日付け政策評価・独立行政法人評価委員会
 改正平成22年5月31日付け政策評価・独立行政法人評価委員会)

第1 基本的な視点
 府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後7年間の運用実績を踏まえると、少なくとも次の3点については、評価において共通に求められる基本的な視点とすることができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述3つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

○「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日付け政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)

平成23年度における独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日付け政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。))に沿って、行うこととするが、具体的な取組に当たっては、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

1-1 次の点について特に留意する。

- 法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価
- 過去の実績等をも踏まえた的確な業績水準の判断
- 法人のミッション遂行に向けた取組の効率性、生産性等及びサービスの質の向上を促すアプローチ
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
- 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
第2 各法人に共通する個別的な視点			
1 政府方針等	2-1 次の点について特に留意する		
○法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。			
○当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。			
○当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。			
○法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。			
	<ul style="list-style-type: none"> ●「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況 ●当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況 ●平成22年度業務実績評価における指摘事項への対応(他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。) ●公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ 	<p>【指摘事項への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(昨年度評価)インターネット広告の更なる活用が望まれる。(対応)ホームページの充実化及びリスティング広告の実施。 ・(昨年度評価)地方公共団体等との連携を更に深め、更なる財政的支援の獲得に努めることが期待される。(対応)地方自治体から被災地出張所4か所の土地の無償貸与。その他については、業務実績報告書参照。 <p>※その他の具体的取組については該当なし。</p>	評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
2 財務状況			
(1) 当期総利益(又は当期総損失)			
○当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。		平成23年度の当期総損失は12,998,417円であり、その発生要因はファイナンス・リース取引及び資産除去債務による影響である。当該要因は支援センターの業務運営に問題等があることによるものではなく、当該要因を除いた繰越欠損金は0円である。	適切に業務運営されているものと認める。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)			
○利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。			
○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。		平成23年度の繰越欠損金は△52,380,345円であり、発生要因は当期総損失と同様である(当該要素を除いた繰越欠損金は0円であるため、解消計画を策定する必要はない。)	適切に業務運営されているものと認める。
(3) 運営費交付金債務			
○当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。		運営費交付金未執行率は20.0%である。主な未執行理由は、民事法律扶助業務における多重債務案件の減少や、東日本大震災の発生による被災地域における代理援助件数の減少による支出の減少等である。	適切に業務運営されているものと認める。
○運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。		運営費交付金の未執行の主たる原因である民事法律扶助の代理援助件数の減少は、新規法制度(改正貸金業法による総量規制等)の実施による影響や東日本大震災の影響等の外部的要因によるものであり、やむを得ない。	運営費交付金の未執行の主たる原因である民事法律扶助の援助件数の減少は、新規法制度の実施による影響や東日本大震災の影響等の外部的要因によるものと認められ、支援センターが何らかの業務運営上の意図をもって件数を抑制したわけではない。未執行と業務運営との関係について、このような分析を行った上で、平成23年度業務実績評価を実施している。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
3 保有資産の管理・運用等			
(1) 保有資産全般の見直し	2-3-1 基本方針に基づき不断の見直しが求められている保有資産について、法人による以下の取組に特に留意する。		
ア 実物資産			
○実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。		実物資産として保有しているのは、購入・リースした事務機器、役務契約によって開発された業務システム及び事務所開設時における工事に伴って付加された建物附属設備である。いずれも、それぞれの契約を行うに際して、保有の必要性及び数量等についての検討を行っており、全て有効に活用している。 また、支援センターが使用する主要な実物資産である宿舍・事務所は全て借上物件であるところ、借り上げるに際して一定の基準を定め、その必要性や立地場所・必要面積等についても十分な検討を行っている。借上げを継続する必要性が失われた場合には、他の活用方法の有無についての検討を行い、有効な活用方法がなければ速やかに契約を解除している。	適切に業務運営されているものと認める。 なお、借上げにより使用している宿舍・事務所について、平成23年度になされた各種判断(被災地出張所の事務所を地方公共団体から無償で借り受ける、事務所の賃貸借に際して、複数の物件から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し借り上げる、等)はいずれも適切であり、借上施設の利用についても、支援センターが不断に適切な検証・取組を行っているものと認める。
○政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。		該当なし。	
	(実物資産) ●職員宿舍については、「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ ●基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、i)利用実態の把握状況、ii)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況	支援センターが使用する宿舍は全て借上物件であるところ、借り上げるに際して一定の基準を定め、その必要性や立地場所・必要面積等についても十分な検討を行っている。借上げを継続する必要性が失われた場合には、他の活用方法の有無についての検討を行い、有効な活用方法がなければ速やかに契約を解除している。	適切に業務運営されているものと認める。
イ 金融資産			
○金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。		金融資産として保有しているのは、定期預金2億円及び民事法律扶助立替金債権のみである。	適切に業務運営されているものと認める。
○資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。			
	(金融資産) ●いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況 i)運営費交付金以外の財源で手当すべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの ii)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの	運営費交付金債務と欠損金等との相殺はしていない。	適切に業務運営されているものと認める。
ウ 知的財産等			
○特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。		該当なし。	
○検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。			

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
(2) 資産の運用・管理	2-3-2 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意する。		
ア 実物資産			
○活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。		前記のとおり、購入・リースした事務機器につき、当初配備した先で必要がなくなった場合には、有効活用・管理の効率化を図るため、他の事務所等への転用を行うなどしている。また、借上施設についても、活用状況が不十分な場合には借上契約を解除するなどしている。したがって、活用状況等が不十分な実物資産はない。	適切に業務運営されているものと認める。
○実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。		実物資産の管理の効率化については上記のとおり。また、運用により自己収入の増加を図ることができるような実物資産は保有していない。その他の自己収入の向上に係る取組については、業務実績報告書及び項目別自己評価表のとおり。	実物資産の管理の効率化については上記のとおり。なお、実物資産の運用に係るもの以外の自己収入の向上に係る法人の取組についての評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。
イ 金融資産			
a) 資金の運用			
○資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。) i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)		該当なし(長期性預金は、定期預金として金融機関に預け入れしており、投資目的による資金運用は行っていない。)	
○資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。		該当なし。	
○資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。		該当なし。	
b) 債権の管理等			
○貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。		立替金債権について、本部において基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の項目事項を作成して地方事務所に提示し、地方事務所は、同事項を踏まえた債権管理・回収計画を策定している。	評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。
○回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。		滞納債権については、全国一律の督促指針を策定した上で、葉書による督促、手紙による督促、電話による督促、被援助者に対する償還の意識付けの徹底、被援助者との密接な連絡による償還月額の調整等の取組を行っている。このうち、特に、初期滞納者に対する葉書による督促の効果が大きく、取組の結果、約6億1500万円を回収した。また、平成23年度は、新たにパンフレット形式で作成した「返済のしおり」を援助開始時に被援助者に対して交付して償還の意識付けを強化したり、長期滞納者を対象に自宅訪問督促を試行したりした。 貸倒懸念債権・破産更生債権の金額は増加しているが、民事法律扶助の利用者は、基本的に資力の乏しい方であり、必ずしも立替金の完全な償還を期待することができる方ばかりではないという事業の性質自体から、一定程度の損失が生じることはやむを得ない面があり、これが貸倒懸念債権等の増加の主要因と考えられる。これに加え、昨今の社会経済情勢の悪化による影響から、償還が困難な程に資力に乏しい被援助者が増加していることや平成23年10月以降、東日本大震災の被災者について償還猶予を可能とする制度を導入したことも、増加原因であると推認される。	評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。
○回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。		現在、各地方事務所における回収計画と回収実績等について調査中であり、今後、回収状況を分析し見直しの必要性を検討するところであるが、長期滞納化防止という観点から回収計画は適宜見直す必要があるという認識である。	適切に業務運営されているものと認める。 なお、回収計画の内容に係る評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
ウ 知的財産等			
○特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。		該当なし。	
○実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。		該当なし。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況 ●運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況 ●資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況 	該当なし。	
4 人件費管理			
(1) 給与水準			
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ●給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ●法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 		給与水準は、国家公務員との比較指標において100ポイントを下回っている(平成23年度は、82.9ポイント)。	適切に業務運営されているものと認める。
○国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。		支援センターは、総合法律支援法に基づいて設立された法人であり、その業務の性質上、国の財政支出の占める割合が高いものとなるが、上記のとおり、その給与水準は国家公務員の給与水準と比較して低い指数を示している。	適切に業務運営されているものと認める。
(2) 総人件費			
○取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。		該当なし(平成18年度に新たに設立された法人であること等から、総人件費改革の対象法人とされていない。)	
(3) その他			
○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。		福利厚生費(法定外福利費)としては、①健康診断費用・人間ドック費用の一部助成、②婦人がん検診費用の一部助成、③産業医の委託費用及び④健康サポート委託経費を計上しているのみである。これらは、総務省策定に係る「平成24年度における人事管理運営方針」の内容と合致しており、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から見て妥当である。	適切に業務運営されているものと認める。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
5 契約			
(1) 契約に係る規程類、体制			
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。		契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備されている。平成23年度における運用については、業務実績報告書のとおり。	適切に業務運営されているものと認める。
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。		契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備されている。平成23年度における運用については、業務実績報告書のとおり。	適切に業務運営されているものと認める。
(2) 随意契約見直し計画			
○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。		各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとしている。また、随意契約による場合においても、予定価格の設定に際し、各種資料を参考にして、契約金額が適正なものとなるよう努めているほか、少額随契による場合には、見積り合わせ方式によるなどして、経費の節減を計っている。	適切に業務運営されているものと認める。
(3) 個々の契約			
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。		平成23年度における個々の契約の状況については、業務実績報告書別紙4「平成23年度日本司法支援センター契約状況表」及び同附属説明書記載のとおり。	適切に業務運営されているものと認める。
6 内部統制			
○内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。 (注)内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。	2-6	平成22年度に作成した役職員の行動指針である「法テラス運営理念」を定着させるため、役職員に、法テラス運営理念が印刷されたポケットカードを携帯させるなどの取組を行った。また、業務・組織体制の構築・運用状況や規程・通達等の実施状況及びコンプライアンス体制構築の点検、改善策の検討を行うため、ガバナンス推進委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルの作成等の活動に着手した。詳細は業務実績報告書のとおり。	評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。
	内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意する。 また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。 (注)法人の長の取組に関する評価については、これまでに当委員会が示した二次意見における留意点等を踏まえるものとする。	・ 理事長は、支援センターのミッションを役職員に周知徹底するため、執行部会や全国所長会議・全国事務局長会議の場を通じて、役職員に対し、支援センターの重要な方針や課題に関するメッセージを発信しており、これに基づき、本部・地方事務所を問わず、全役職員が関わる形で、当該方針の具体化と課題の解決に取り組んでいる。 平成23年度は、地方事務所からの意見・要望を踏まえて、理事長の指示の下、国選弁護等関連業務担当副所長会議等を開催し、全国的に効率的で効果的な業務運営を実現するために協議・意見交換を行った。 ・ 全国の会計担当者を対象に、適正な会計処理及び手続の徹底、会計監査人の指摘事項の解説等を内容とした研修を実施した。 ・ コンプライアンスを含む内部統制の再構築・運用及びその点検等を目的とする、業務部門から独立したガバナンス推進委員会を設置し、業務フローの点検による潜在的リスクの把握や内部規程の整備を目的として、まず、全組織を対象とする業務の点検やコンプライアンス・マニュアルの作成に向けた取組を開始した。 ・ 平成23年度会計監査については、会計監査人が策定した重点監査項目や監査計画を、事前に監事及び監査室へ報告し、問題意識を共有するなど、円滑な監査体制を確保した。	評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。 なお、その過程において、監事監査指摘項目等も参照している。

「評価の視点」の記載	「具体的取組」の記載	これらの事項に関連する支援センターの報告(要旨)	当評価委員会の評価
<p>7 関連法人</p> <p>○法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。</p>		<p>該当なし。</p>	
<p>○関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。</p> <p>(注) 関連法人: 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人 (「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照)</p>			
<p>8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価</p>			
<p>○中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。</p>		<p>平成21年12月24日付け法務大臣決定「日本司法支援センターの中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」で指摘された項目については、第二期中期計画に盛り込まれ、これに基づき年度計画が立てられている。</p>	<p>主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提に策定された中期計画に基づく評価を行っている。</p>
<p>9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p>	<p>2-9</p>		
<p>○法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。</p>		<p>理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備は進んでおり、現に、様々な機会において、役職員に対するメッセージを発するなどして、内部統制の強化を図っている。 また、その他の役職員の創意による業務改善も進んでいる。</p>	<p>評価は、項目別評価及び総合評価により別途行っている。</p>
	<p>自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を注視する。</p>	<p>自然災害等に関するリスクへの対応のため、震災発生時の業務継続計画等を定めた「日本司法支援センター地震防災計画」を策定するほか、防災対策として、職員用のヘルメット等防災セットを配備した。</p>	<p>適切に業務運営されているものと認める。</p>